

人事給与システム再構築業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、宇部・山陽小野田消防組合（以下「消防組合」という。）の人事給与システムの再構築を行うに当たり、公募型プロポーザル方式により受託候補者を決定するために定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務内容

人事給与システム再構築業務調達仕様書のとおり

(2) システム構築期間

契約締結日から令和6年2月29日

(3) システム運用期間

令和6年3月1日から令和11年2月28日

(4) 提案上限額

金34,500,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

なお、契約については、リース会社を含めた第三者賃貸方式を予定しているため、リース会社を指定した提案とすること。また、後述する見積書を提出する際は、上記提案上限額を超えてはならない。

3 参加資格要件

- (1) 公募開始の日から契約締結日までの間において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (2) 法人又は法人以外の団体等（宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。）であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。
- (3) 公募開始の日から契約締結日までの間において、宇部市及び山陽小野田市からの指名停止措置を受けていないこと又は受けることが明らかでないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者、又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生手続開始決定がなされている者、又は会社更生法に基づく更生手続開始決定がなされている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (5) 法人税、地方税、その他租税公課を滞納していないこと。
- (6) 破産法第18条第1項又は第19条に基づく破産の申立てがなされていないこと。
- (7) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）又はプライバシーマーク制度の認定を受けており、情報セキュリティ管理を的確に行う体制が整備されていること。
- (8) 地方公共団体における同種の業務において、過去5年間に導入実績がある者。
- (9) リース会社は、(1)から(6)の資格要件を全て満たしていること。

4 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

公告日（公募開始）	令和5年7月21日（金）
質問受付期限	令和5年7月28日（金）17時
質問の回答公表	令和5年8月2日（水）
参加表明書の提出期限	令和5年8月4日（金）17時
参加資格の審査結果通知	令和5年8月8日（火）
提案書等の提出期限	令和5年8月23日（水）17時
審査（プレゼンテーション等）の実施	令和5年8月下旬
選定結果通知	令和5年9月上旬
契約締結	令和5年9月中旬～下旬

5 参加表明

本プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加者」という。）は、次に定めるところにより参加表明に係る書類を提出すること。

(1) 提出書類等

- ア 参加表明書（様式第1号）及び添付書類
- イ 会社概要書（様式第2号）
- ウ 業務実績調書（様式第3号）
- エ 誓約書（様式第4号）
- オ 第三者貸貸方式による貸付能力等証明書（様式第5号）

(2) 提出期限

令和5年8月4日（金）17時 必着

(3) 提出部数

各1部

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出期限を厳守すること。

なお、持参の場合は平日9時から17時までの間に限る。

(5) 提出先

「14 問合せ及び書類提出先」に同じ。

6 質問の受付及び回答

(1) 質問書の提出

ア 提出期限

令和5年7月28日（金）17時 必着

イ 提出方法

質問書（様式第6号）により、電子メール又はFAXによること。

※必ず電話で受信等の確認を行うこと。

ウ 提出先

「14 問合せ及び書類提出先」に同じ。

(2) 質問の回答

ア 回答期日

令和5年8月2日（水）

イ 回答方法

質問者に対して電子メールで回答するとともに、消防組合のウェブサイトに掲載する。

なお、質問した事業者名は公表しない。

7 参加資格審査と結果の通知及び辞退

(1) 参加資格結果の通知

参加表明に係る書類により参加資格審査を行い、令和5年8月8日（火）に電子メール及び郵送にて審査結果を文書により通知する。

(2) 辞退

参加表明書等の提出後に辞退する場合は、速やかに参加辞退届を次の方法で提出すること。また、参加申請書の提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合も同様とする。

ア 提出書類

参加辞退届（様式第7号）

イ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出期限を厳守すること。

なお、郵送の場合は確認のため、送付後に「14 問合せ及び書類提出先」に電話連絡すること。

また、持参の場合は平日9時から17時までの間に限る。

ウ 提出先

「14 問合せ及び書類提出先」に同じ。

(3) 参加資格結果の理由説明

参加資格審査の結果、参加資格がないと認められた者は、通知を受けた翌日から起算して3日（土・日祝日を除く。）以内に、参加資格確認結果に関する理由説明の要求書（様式第8号）を提出することにより、その理由について説明を求めることができる。

ア 提出書類

参加資格確認結果に関する理由説明の要求書（様式第8号）

イ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出すること。

なお、持参の場合は平日9時から17時までの間に限る。

ウ 提出先

「14 問合せ及び書類提出先」に同じ。

8 提案書等の提出

(1) 提出書類等

ア 提案書（任意様式）

下記の各項目を踏まえ、簡潔に記載すること。

なお、分量はA4用紙で片面換算30ページ以内に収まるように作成し、目次及びページ番号は必ず記載すること。また、印刷した際にA3用紙となる場合、A4用紙2ページ分とし、ページ番号を付すこと。文字サイズは10.5ポイント以上とし、読みやすい提案書になるよう心がけること。

(ア) 提案にあたっての基本的なコンセプト

(イ) 導入するシステムの全体構成及び特長

- (ウ) システム導入までのスケジュール
- (エ) 現行システムからのデータ移行方法及び次回システム更新時のデータ移行に対する考え方
- (オ) システム運用期間における運用支援、保守及びサポート
- (カ) 情報セキュリティ対策
- (キ) バージョンアップ、制度改正等への対応方針及び有償対応となる場合の基準
- (ク) システム導入にあたり実施する操作研修の実施内容
- (ケ) その他（自由提案）

イ 法制度改正対応調査票（様式第 9 号）

過去 5 年間に施行された法制度改正についての対応実績及び保守契約とは別に請求した費用について記載すること。

ウ 業務実施体制確認調書（様式第 10 号）

本業務に配置を予定している業務責任者及び業務従事者について、実務経験年数、過去 5 年以内の実績及び業務内容等を記載すること。

エ 機能調査票（様式第 11 号）

消防組合が要求する機能要件について、記入すること。

- (ア) パッケージの標準機能で対応可能な項目は「◎」を記載すること。
- (イ) パッケージに機能がなく、カスタマイズにて対応可能な項目は「○」を記載の上、代替案の欄にカスタマイズの具体的な内容及び概算費用を記載すること。また、カスタマイズ費用は見積書の費用に含めること。
- (ウ) パッケージに機能がなく、カスタマイズで対応が行えないが、代替案にて対応可能な項目は「△」を記載の上、代替案の欄に代替となる具体的な内容を記載すること。
- (エ) パッケージに機能がなく、カスタマイズ、代替案でも対応が行えない場合は、「×」を記載の上、対応不可の具体的な理由を記載すること。
- (オ) 回答欄に「必須」と記載のある項目については、パッケージ標準機能又はカスタマイズにて対応を行うこと。

オ 見積書（様式第 12 号）

(ア) 見積額は、人事給与システムの再構築及び運用に必要な費用を 60 か月分リースとして提示すること。また、内訳書に詳細を記載すること。

(イ) 納入する機器の型番等がわかる一覧（任意様式）を添付すること。

(ウ) 消費税及び地方消費税の額については含まない金額とする。

(2) 提出期限

令和 5 年 8 月 23 日（水）17 時 必着

ア 提出後の参加者からの差替え及び追加資料の提出は認めない。

イ 参加表明書を提出した者であっても、提出期間までに提案書等を提出しなかった場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとする。

ウ 提案書のどのページがどの評価内容に当たるか把握できること。

エ 提案書の記載事項は、責任を持って実行可能な内容とし、内容を説明できる具体的な根拠を必ず示すこと。

オ 提案書は、専門用語、略語等の使用は極力控えるなど、事務局及び人事給与システム再構築業務選定委員会（以下「選定委員会」という。）委員が容易に理解できるものとする。

(3) 提出部数

下記部数の紙原本及び作成したデータファイルをPDF形式（機能調査票（様式第11号）にあつては、Excel形式）にて保存したCD-ROM1枚を提出すること。

ア 提案書

5部（製本版1部、簡易製本版4部）

イ 提案書以外

各1部

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出期限を厳守すること。なお、持参の場合は平日9時から17時までの間に限る。

(5) 提出先

「14 問合せ及び書類提出先」に同じ。

(6) 留意事項

過去の業務経験等を踏まえ、有効と考える独自の提案や自社の優位性についてアピールできる事項を含めて提案書を作成すること。

またA3規格の書類はA4規格に折り畳むこと。

9 選定方法

提出された提案書等について、選定委員会の審査により、最も優れている候補者を受託候補者として選定する。また、応募多数の場合は、事前に書類審査を行い、プレゼンテーション審査に付さない技術提案者もある。

なお、参加する技術提案者が1者のみの場合であってもプレゼンテーション審査は実施する。

(1) 日程

令和5年8月下旬

※詳細については、別途通知する。

(2) プレゼンテーション審査の内容

提出された提案書について、次のとおり参加者によるプレゼンテーション及びデモンストレーションを実施する。

ア プレゼンテーション審査への出席者は4名以内とする。

イ プレゼンテーション審査の持ち時間は以下のとおりとする。

(ア) 設定準備 5分程度

(イ) プレゼンテーション 15分程度

(ウ) デモンストレーション 30分程度

(エ) 質疑応答 10分程度

ウ デモンストレーションは、別途通知する審査内容について、操作手順等を説明できる形にすること。

エ プロジェクターとスクリーンは消防組合が用意する。プロジェクターはHDMI入力端子を有している。その他の機器（パソコン等）が必要な場合は準備すること。

オ デモンストレーションで使用する説明資料については、審査時に配布することを認める。

(3) 候補者の選定に関する審査基準

人事給与システム再構築業務評価基準書のとおり

(4) 審査結果の通知

ア 通知日

令和5年9月上旬

イ 通知方法

郵送により、自己の結果のみを文書で通知する。

ウ 受託候補者とならなかった者は、通知を受けた翌日から起算して5日（土・日祝日を除く。）以内に、書面（任意様式）を郵送（書留郵便に限る）することにより、その理由について説明を求めることができる。また、回答は書面により行う。

エ 受託候補者を選定した場合、その結果を消防組合ウェブサイトにて公表する。

10 契約の締結等

- (1) 契約にあたっては、受託候補者と事業内容の詳細について改めて協議し、協議が整った時点で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約を締結する。
- (2) 受託候補者が契約を辞退したことにより契約が成立しなかった場合、その辞退理由が正当な理由ではないと消防組合が判断した場合及び契約不成立により消防組合に損害が生じる場合には、契約相手方である事業者に対して入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提案項目の履行について、事業者は提案書の内容に基づき、責任をもって確実に履行すること（消防組合に不利益となる提案事項を除く。）。また、事業者の責めに帰すことのできない事情により提案事項が達成できない場合は、消防組合と協議の上、同等と認められる方法等で本事業を履行するものとする。履行できない場合は、契約書に基づき、違約金の対象とする。その他虚偽の記載等が判明したときは、契約を解除することができる。
- (4) 本業務にあたり、知り得た情報を本業務の目的外に使用し、また第三者に提供しないこと。

11 失格要件

参加者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類
 - ア 提出期間、提出先及び提出方法が本実施要領に適合しない場合
 - イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - ウ 虚偽の内容が記載されている場合
 - エ 仕様書の要件を満たしていない場合
- (2) 評価・審査
 - ア 提案書上のスケジュールが構築期間を超えている場合
 - イ 提案見積額が提案上限額を超えている場合
 - ウ 正当な理由がなくプレゼンテーションを欠席した場合
- (3) その他
 - ア 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
 - イ その他、本要領の内容に違反する場合

12 経費の負担

本プロポーザルに係る一切の経費は、参加者の負担とする。

13 その他

- (1) 提出されたすべての書類の所有権は、消防組合にあるものとし、資料の返却もしない。
- (2) 提案書等については、受託候補者の選定のために使用するものとし、情報公開請求があった場合、

宇部・山陽小野田消防組合情報公開条例に基づき公開することがある。

- (3) 選定委員会で全参加者が失格となった場合は、参加表明した参加者を対象に再提案を求めることとする。
- (4) 提出書類は、本提案募集の目的以外には使用しない。
- (5) 提出書類は、選定に係る作業において、必要な範囲で複製を作成することがある。

14 問合せ及び書類提出先

〒755-0027

山口県宇部市港町二丁目3番30号

宇部・山陽小野田消防局 総務課

電 話：0836-21-6112

F A X：0836-31-0119

メール：soumu@ube-sansho119.jp